

議第八十七号

奈良県議会議規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号。この規則の施行の際現に公布されている奈良県議会議規則の一部を改正する規則を含む。以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

(用字及び用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一章、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
四 表中その内容を第二次の段階で細分す	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

るために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	字
五 漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）
六 促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」

2 前項の表三の項、四の項及び六の項の規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、議長が別に定めるところによる。

（委任）

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

理 由

奈良県議会会議規則（この規則の施行の際現に公布されている奈良県議会会議規則の一部を改正する規則を含む。）の形式の左横書きへの改正に関し必要な事項を定めようとするものである。